

一般社団法人熊本県放射線技師会 X 線測定用線量計運用規則

平成 26 年 5 月 11 日制定

この規則は、一般社団法人熊本県放射線技師会（以下「本会」という。）の会員が本会所有の X 線測定用線量計（以下「線量計」という。）を借用し、以下の目的で測定・装置管理を行うため、この規則に基づいて管理運用するものとする。

（目的）

第 1 条 放射線診療の品質の維持・向上のための技術的支援を行う。

- 2 診療目的に則して照射条件の最適化や日常の放射線機器の品質管理を行う。
- 3 患者の被ばく線量把握。
- 4 放射線被ばく相談への対応、検査の説明責任を行うために利用する。
- 5 本会の情報化推進に資すること。

（管理）

第 2 条 管理責任者は本会会長とする。

- 2 管理責任者は運用責任者及び保管責任者を任命して実務に当たらせる。
- 3 管理責任者は線量計の定期的な校正を行い、精度を担保する。
- 4 線量計の保管施設は保管責任者が所属する施設、または管理責任者が指定する施設とし、線量計の保管に適した環境とセキュリティを考慮した場所において保管する。
- 5 借用者は線量計を破損または紛失した場合、遅滞無く管理責任者に報告する。また、修理等が有償であった場合、債務を負うこともある。
- 6 管理責任者は借用日、返却期日、会員氏名、会員番号、施設名、その他を記載するための受付台帳を作成する。
- 7 借用者は受付台帳に必要事項を漏れなく記載する。

（運用）

第 3 条 線量計を借用できる者は本会会員とし、会員の使用料は無料とする。

- 2 借用者は、本運用規則を厳守しなければならない。
- 3 借用者は、借用前に目的や測定装置名、借用日、返却日を報告し、受付台帳に署名する。また、この者が責任をもって返却する。
- 4 借用申請は、保管責任者に文書にて行う。その場合電子メールでの文書添付や FAX でも可能とする。
- 5 借用や返却の方法は保管施設において対面での受け渡しとする。また、一施設の使用は原則連続 1 週間以内とする。
- 6 線量計を、営利目的に使用してはならない。
- 7 線量計を、又貸ししてはならない。
- 8 測定したデータは、第 1 条 5 項に基づき本会に報告することが望ましい。

附則

- 1 本運用規則の改廃は常務理事会承認を得るものとする。
- 2 本運用規則は、平成 26 年 5 月 11 日より施行する。